

1. 件名：大飯発電所 3号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について
2. 日時：令和2年9月3日(木) 16時30分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

金子室長、谷室長補佐、齊藤室長補佐、高橋係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上席原子炉解析専門官、反町主任監視指導官

原子力規制部検査グループ専門検査部門

杉本安全規制管理官、嶋崎管理官補佐、森田主任原子力専門検査官

技術基盤グループ技術基盤課

佐々木企画調整官、藤澤技術参与

技術基盤グループシステム安全研究部門

菊池技術参与

福井地域原子力規制総括調整官事務所

西村地域原子力規制総括調整官

大飯原子力規制事務所

河田原子力検査官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力発電部長 他5名

大飯発電所 副所長 他3名

東京支社 技術グループチーフマネージャー 他2名

5. 要旨

- (1) 関西電力より、亀裂評価に係る説明責任を十分に果たすまで定期事業者検査の次工程である燃料装荷を行わない旨の説明を受けた。また、先日の面談における質問事項について添付資料の通り回答を得た。
- (2) 原子力規制庁は、点検データが一部しか示されていない事や、論拠となる文献を本件にも適用できる根拠が十分に示されていない等、提出された資料だけでは説明性が乏しく、亀裂評価の妥当性について確認する事はできなかった為、資料作成の元となった点検データの提出を含め更なるエビデンスの拡充や追加の説明を求めた。

(3) 関西電力より、上記の指摘を踏まえ更なるエビデンスの拡充を図り、引き続き本件に係る技術基準への適合について説明をしていく旨の回答をうけた。

資料

- ・ 大飯3号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について